

会議名 (審議会等名)		第3回川西市政治倫理審査会	
事務局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線(2322)	
開催日時		平成16年6月28日(金) 午後7時00分～午後7時40分	
開催場所		本庁舎 7階 大会議室	
出席者	委員	末澤委員(会長)、藤田委員(副会長)、横田委員、三井委員、若松委員、田中委員	
	事務局	西総務部長、上松行政室長兼総務課長兼防災安全課長、根津課長補佐、高塚主査	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 24人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		(1) 証拠の整理について (2) 事故状況の把握方法等について (3) 第4回川西市政治倫理審査会の開催日等について (4) その他	
会議結果		審議事項については、 (1) 調査請求者及び審査会において提出した証拠の整理を行った。 (2) 被調査請求者が6月18日に提出した刑事記録が提出できない旨の報告書の回答をもとに口頭説明を求めた。 (3) 被調査請求者に対し、略式命令を証拠として提出するよう求め、刑事記録の提出を再度、審査会として求めた。 (4) 被調査請求者に対し、被害者との示談交渉と和解の進捗状況について書面で提出するよう求めた。 (5) 第1号調査請求者に対し、被害者が証人として審査会に出席する意思があるかどうかを確認するよう依頼した。 ※ 次回の審査会開催は平成16年7月28日(水) 午後7時00分～	

会 長：それでは前回に続いて、第3回の川西市政治倫理審査会を開催します。
まずは証拠の整理ということで、今まで出された証拠あるいは審査会として新たに出した証拠の整理をします。

甲第1号証から第11号証、これは新聞記事で、請求者の方から出されたものを証拠として採用します。それから、乙第1号証として同じく請求者の方から出されたものを採用します。それから、審査会の方で番号で1から19まで、たくさんありますけれども、議会での審理経過とか、19は村上議員の回答書、表題は書いておりませんが、これを証拠として採用します。これで全部終わりというわけではありません。

次に、刑事記録を村上議員の方へお願いしておりましたが、6月18日付の報告書では出せないということをお返されておりますが、もう少し、どういう理由で出されないのか、あなたの言葉で説明していただけますか。

被調査請求者：以前「刑事記録を提出せよ」と、政治倫理審査会の会長がおっしゃいまして、法的にせねばならないのかなと思ひまして、提出しようという気持ちでございましたが、弁護士の先生方にお聞きしたところ、私、少し心理的な抵抗、かなりプライベートなことまで取り調べが行われましたので、少し相談したところ、もろもろの法律そして川西市政治倫理条例などを見ていただきまして、法的に提出する義務は一切ないという指摘を受けまして、抵抗があるならそういったものは出さずに、聞かれたことを正直に答えればそれでいいんじゃないかとお教えいただきまして、私もそのようにしようと思った次第であります。以上でございます。

会 長：少しその点を深くお聞きするのですが、実況検分調書というのがあると
思うのですが、刑事記録の中にも、あなた自身が現場に立ち会われて調べた
でしょう。道路の幅とか、スピードとか、あるいはいったん現場を去って、
また帰ってきたときの時間であるとか、そこらへんの問題は実況検分調書を出して
もらうのが一番いいのですよね。それでなければ、例えば、審査会として、
現場に行つて調べるとか、極端な場合は、傍聴の方もおられますから、
そこで調べるということまで場合によっては必要なこともあるのです。
そこまでは今は考えていませんが、実況検分とあなた自身が警察で述べられた
こと、それから検察庁で検察官の前で調書を作られてますから、そこら辺
この事故と現場救護義務違反という問題がありますから、この関係は出して
欲しいですね。あなた自身が抵抗があるといつても議員として説明する義務
がある。倫理条例の第3条第2項を見て欲しいのですが、読んでみましょ
うか。

「議員及び市長は、政治倫理基準に反する行為として疑惑を持たれた場合は、
本件の場合は持たれているのですね、自ら誠実な態度をもって疑惑を解
明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」とこうになっ
ているのですね。ですから、あなたの方としては、積極的に、事故が起こった
ことと現場を去ったことも認めているのですから、その範囲です、刑事
事件としても全部認められている訳ですね。略式命令として、全部事実争つ
てないわけでしょう。そうするとその範囲では出してもらわないと刑事事件
で一回調べたことをまた審査会でするということはできませんから、速やか
に出していただきたい。そういうふうに、出されないこと自体が、名誉と
品位を害するような一切の行為を慎みとなっているのですからね。そこら辺
をよく考えて欲しい。

被調査請求者：発言致します。私が法律事務所に行きまして、その弁護士の先生もこの条
文を見ておられたのですが、ようはあなたの事件はもう疑惑ではなくてやっ
たかやってないか分からない行為ではなくて、もう刑事事件として完全に最
終の処分が出て確定した事実であるので、疑惑を持たれた場合それを解明す
るよう努めなければならないこの条文は当たらない、というふうにお聞き
しております。以上でございます。

会 長：審査会では、現在出ている証拠はあなたの説明と新聞記事しかないのですよ。証拠として出ているのは、やっぱり刑事事件として確定され、あなたの方が全部分かっておられても、審査会では中身は分からない。ですから出されないなら出されないでいいですけど、努力したとは見られないですよ、略式命令の決定というか判決が出ていますよね。次回には出してくださいよ。今、ありますか。今日、いいですね。

再度、解釈を勘違いされていると思うのですね。疑惑を解明しとは、刑事事件として確定しているから疑惑はなにもない、と言われても審査会としては疑惑を現実として持っているのですね。

副 会 長：事実関係をいっさい認めるといえることですか。争わないということですね。

被調査請求者：事実関係は、100パーセント認めております。白か黒かということが疑惑ということですけど、私の場合は、認めておりますので。

副 会 長：事実関係はね。

被調査請求者：はい。黒ですので、その最終的な起訴状ですけれども最終的に確定した起訴状を持ってきております。

副 会 長：略式命令ですよ。

被調査請求者：略式命令です。

会 長：審査会としては、略式命令自体も証拠として出しておられませんので、分からない。それを証拠として出してもらうのと、それにしても略式命令に事故の状況、現場を離れた状況などが書かれていないでしょう。それで全部分かりますか。あなたの方は、5分で現場に戻られたと言う、新聞報道では、15分となっている。では、客観的な事実はどちらなのか。その問題が1つ。あなた自身が被害者を助けるために戻られたのか、あるいは自分の地位を失うために戻ったのか。というの大きな問題があるのですよ。そこら辺は間接的ですけども、事実には争いはないと言っても必ずしもそうとは言えないと思うのですよ。だからはっきり説明していただいて、全部というか、必要な範囲で明らかにしてほしい。

今、略式命令を見せていただけますか。

(審査会委員全員が略式命令を一読する。)

略式命令は、証拠として出されますね。

被調査請求者：はい。

会 長：これを次回の証拠として提出ください。

一応ですね、再度お願いしますけど、条例の趣旨から行けば、あなたの方では略式命令があるものの、より具体的な事実関係についてもう少し審査会としては事実関係を知りたい。そういう意味では疑惑が残っておりますので、解明してください。

被調査請求者：みなさまにおかれましては、例えば戻ってきたのは何分後だったのかとか、故意で逃げたのかとか、救護をするためではなくてほかの理由で戻ってきたとか、お疑いなさっておられるので、その証拠を出せと言われていたと思うのですが。既に警察によって取り調べが行われて、検察で刑が、処分が確定しておりますので、私は法の専門家ではございませんので、もう一度相談させていただきたいと思っております。あと、あくまで結果論なのですが、私が相談に行った弁護士の先生は、結果論ですけどもこの基本的に、一般的にひき逃げというものは、絶対罰金ではすまない。必ず公判が行われて執行猶予付きかどうか分かりませんが、懲役刑になると。罰金ではすまない犯罪であるとおっしゃってました。結果論ですけども故意に逃げたわけではない、パニックになり、救護するのが遅れたという重大な過失として検察がとらえたのだろうとおっしゃってました。それだけ意見として申させていただきます。

刑事記録につきましては、もう一度相談させていただきます。

会 長：十分相談していただいて、あなたの言い分を警察とか、検察庁の調書に書かれている訳でしょう。そうすると今のご意見とそう変わらないと思うのですよね。それを何で出されないのか、よく分からない。はっきりしてもらって、正々堂々とあなたが議員として職務を全うすると立場であればそれを説明していただく方がいいんじゃないかと思います。ですから、この問題はこれぐらいにいたしまして、次回までに時間を置きますけれども、調査請求者はそれでよろしいですか。

第1号及び第2号調査請求者：はい。

会 長：次にですね、被害者との関係で、賠償問題がどうなっているのか、前回にも聞きましたけれども、この賠償問題についてお聞きしたいのですけれども。まず任意保険に入っておられているのか、入っておられないのか。また、ご自分で保険に関係なく一切和解されるならそれはそれでいいのですが、任意保険は言う必要はないのですけどね。示談交渉と和解の進捗状況についてはっきり次回までに、例えばあなたが弁護士さんを代理人として交渉しているならそういう状況とか、保険会社が代行しているならそういう状況とか、被害者がどのように思われているかということもありますから、その点をはっきりしてほしいですね。次回までに出してください。出してもらう日にちは後で言いますから。今の示談の状況、保険に入っているのか、ご自分で交渉されているのか、代理人なのか保険会社なのか、そこら辺をはっきりしてください。被害者の方は、まだ、通院されておるようなので、その辺もありますから。

それから請求者の方にお聞きしますが、被害を受けられた被害者自身が証人として呼ばれる気があるのか、ないのか、今決めなくていいですから、もう一度期日をどっちにしても証人調べをするかどうか決める前に検討してほしいので、考えておいてください。

第2号調査請求者：被害者が出られるかどうか……。

会 長：被害者自身が審査会に出たくないということでしたら、もちろんお呼びしません。ぜひ行って自分の気持ちを言いたいということであれば、そういうことを前提に採用するかどうかを審査会で決めたい、一応請求者の方どう思われるかということをお聞きしているのです。

第1号調査請求者：書面による提出は可能ですか。

会 長：結構です。むしろ、その方がいいかもしれませんので、また、請求者の甲号証として提出していただければ、証拠として採用します。

もう一度、条例の問題で、条例第3条第4号というので、市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、となっている。特にその前段を問題にしているのですけど、第3条第2項との関係では議員としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎まなければならないのですから、その関連で事故があったことを全部自白しているのだから、充分ではないかということでは、この2項の誠実な態度をもって疑惑を解明したことにはならないというのが、審査会としての意見ですので、ここのところははっきりとできるだけご自分で説明するようにしてください。

第2号調査請求者：村上議員が先ほど裁判記録をお見せになったときに、ひき逃げであれば、罰金刑ではすまない、というようなことをおっしゃられたかと思えます。さかんに結果論、結果論とおっしゃられたかと思えますが、その点について法律的に無知なものですから、いったいどうなっているのかということころは、裁判記録を見た上でそれが判断できるのかどうかを含めてお聞きしたいのですが。

会 長：今の略式命令なのですが、正式に審査会も見ただけで証拠としてまだ提出されておりませんので、提出していただいて、請求者の方にも写しを読んでもらって、議員の言っていることがいいのかどうか、重過失あるいは故意があるかどうかは、審査会としては法律解釈する場ではございませんので、あ

くまでも議員として適格かどうかということ判断いたしますので、証拠として持って帰ってもらって、その上でまた考えておいてください。

以上です。

次回期日ですが7月28日水曜日のこの時間7時から行いたいと考えております。場所の関係や委員の都合の関係で調査請求者又は被調査請求者の方はよろしいか。

全
会

員：はい。

長：第4回は、7月28日水曜日午後7時からこの場所で行います。

今日は、これで終わります。